

# グループホーム たんぽぽ長尾

## 利用料金一覧表（1割負担の場合）

令和3年2月26日

1日あたり 基本料金	基本料金		食費	家賃	水光熱費	管理費	1日 合計
	要支援2	779 円	2,258円	2,487円	319円	755円	6,593 円
	介護度1	783 円					6,597 円
	介護度2	820 円					6,634 円
	介護度3	845 円					6,659 円
	介護度4	861 円					6,675 円
	介護度5	878 円					6,692 円

※上記に加え、以下の加算が状況に応じ加わります。端数処理により、若干金額に誤差が生じる事があります。

(サービス提供体制強化加算Ⅱ・医療連携体制加算・退居時相談援助加算・初期加算・  
認知症専門ケア加算・若年性認知症利用者受入加算・介護職員処遇改善加算など )

1カ月 (30日)基本料金	基本料金		食費	家賃	水光熱費	管理費	1月(30日)合計
	要支援2	23,356 円	68,688円	75,600円	9,720円	22,960円	200,324 円
	介護度1	23,482 円					200,450 円
	介護度2	24,579 円					201,547 円
	介護度3	25,331 円					202,299 円
	介護度4	25,833 円					202,801 円
	介護度5	26,334 円					203,302 円

※上記に加え、以下の加算が状況に応じ加わります。 端数処理により、若干金額に誤差が生じる事があります。

(サービス提供体制強化加算・医療連携体制加算・退居時相談援助加算・初期加算・認知症専門ケア加算・若年性認知症利用者受入加算・介護職員処遇改善加算など )

別途料金	おむつ代	
	おむつ代・リハパン・パット各種	――円（使用状況により）
別途料金	衣類リース・タオル代	
	基本セットA(肌着・上着・ズボン)	月額13,408円
	基本セットB(肌着・ズボン・個別洗濯)	月額10,736円+個別洗濯770円
別途料金	寝具リース代	
	羽毛布団・柄掛布団・シーツ・枕	月額3,240円
別途料金	理美容代	
	カットのみ	2,160円

※その他、通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、利用者様に負担して頂く事が  
適当と認められる物については、その実費分を徴収させていただきます。



# グループホーム たんぽぽ長尾

## 利用料金一覧表（2割負担の場合）

令和3年2月22日

1日あたり 基本料金	基本料金		食費	家賃	水光熱費	管理費	1日 合計
	要支援2	1,558 円	2,258円	2,487円	319円	755円	7,372 円
	介護度1	1,566 円					7,380 円
	介護度2	1,640 円					7,454 円
	介護度3	1,690 円					7,504 円
	介護度4	1,722 円					7,536 円
	介護度5	1,756 円					7,570 円

※上記に加え、以下の加算が状況に応じ加わります。端数処理により、若干金額に誤差が生じる事があります。

(サービス提供体制強化加算Ⅱ・医療連携体制加算・退居時相談援助加算・初期加算・認知症専門ケア加算・若年性認知症利用者受入加算・介護職員処遇改善加算など )

1カ月 (30日)基本料金	基本料金		食費	家賃	水光熱費	管理費	1月(30日)合計
	要支援2	46,712 円	68,688円	75,600円	9,720円	22,960円	223,680 円
	介護度1	46,964 円					223,932 円
	介護度2	49,158 円					226,878 円
	介護度3	50,662 円					227,630 円
	介護度4	51,666 円					228,634 円
	介護度5	52,668 円					229,636 円

※上記に加え、以下の加算が状況に応じ加わります。 端数処理により、若干金額に誤差が生じる事があります。

(サービス提供体制強化加算・医療連携体制加算・退居時相談援助加算・初期加算・認知症専門ケア加算・若年性認知症利用者受入加算・介護職員処遇改善加算など )

別途料金	おむつ代	
	おむつ代・リハパン・パット各種	---円 (使用状況により)
別途料金	衣類リース・タオル代	
	基本セットA(肌着・上着・ズボン)	月額13,408円
	基本セットB(肌着・ズボン・個別洗濯)	月額10,736円+個別洗濯770円
別途料金	寝具リース代	
	羽毛布団・柄掛布団・シーツ・枕	月額3,240円
別途料金	理美容代	
	カットのみ	2,160円

※その他、通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、利用者様に負担して頂く事が適当と認められる物については、その実費分を徴収させていただきます。

